

議案第 4 5 号

専決処分の承認を求めることについて（鯖江市税条例の一部改正について）

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 8 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

専決第 5 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため
議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

鯖江市税条例の一部を改正する条例

(別 紙)

令和 7 年 3 月 3 1 日

鯖江市長 佐々木 勝 久

理 由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和
7 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、鯖江市税条例を改正する必要があるが、特に緊
急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第
179 条第 1 項の規定により専決処分する。

鯖江市条例第 21 号

鯖江市税条例の一部を改正する条例

鯖江市税条例（昭和 30 年鯖江市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 150 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 174 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の鯖江市税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。